

福岡県公報

平成28年1月22日
第3761号

目次

告示(第50号-第58号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年課) ……………	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	3
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	4
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	4
○平成27年度種苗生産事業者講習会の開催について	(林業振興課) ……………	5
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるとの事 前届出	(漁業管理課) ……………	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	6
○土地区画整理組合の解散の認可	(都市計画課) ……………	6
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課) ……………	6
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課) ……………	6
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課) ……………	6
○意見募集の結果の公示	(市町村支援課) ……………	7

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(労働政策課) ……………	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) ……………	7
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	8
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	8
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	9
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	9
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	10
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	10
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	10
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	11
○土地改良区の清算人の退任	(農村森林整備課) ……………	11

公安委員会

○銃砲刀剣類所持等取締法改正に伴う行政手続法に基づく審査基準及 び処分基準の改定に係る意見募集について	(警察本部生活保安課) ……………	11
--	-------------------	----

労働委員会

○福岡県労働委員会あっせん員候補者名簿	(労働委員会事務局調整課) ……………	12
---------------------	---------------------	----

再 掲

○特定危険薬物の指定	(薬務課) ……………	12
------------	-------------	----

正 誤

- 道路の区域の変更（平成27年1月福岡県告示第1号）中正誤 ……………13
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知（平成27年1月福岡県告示第22号）中正誤 ……………13

告 示

福岡県告示第50号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年3月19日福岡県告示第452号古賀都市計画道路事業3・4・7号浜大塚線及び3・5・3号花見浜線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成15年5月9日から平成34年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成24年3月19日福岡県告示第452号の事業地中古賀市日吉一丁目、二丁目及び三丁目、美明一丁目及び二丁目並びに花鶴丘二丁目地内において変更する。

(2) 使用の部分

平成24年3月19日福岡県告示第452号の事業地に同じ

福岡県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県道	直 方 線 芦 屋	前	鞍手郡鞍手町大字小牧335番1先から 鞍手郡鞍手町大字小牧315番1先まで	9.4 ～ 20.9	176.3
			後	鞍手郡鞍手町大字小牧335番1先から 鞍手郡鞍手町大字小牧315番1先まで	12.6 ～ 20.9	176.3

福岡県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年1月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	直 方 線 芦 屋	鞍手郡鞍手町大字小牧335番1先から 鞍手郡鞍手町大字小牧315番1先まで

福岡県告示第53号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

種類	題 名	図書番号等	発行所	指定理由

図書	1	実話時代2月号	雑誌15277-02	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント2月号	雑誌15115-2	マイウェイ出版株式会社	

福岡県告示第54号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市嘉穂才田字ハセ2026、2028
- 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第55号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
遠賀郡岡垣町大字上畑字灰ヶ谷1041の7・1041の8・1079の1・1084（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第56号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川柳瀬字山ノ下13、字荒迫84、字生津107の2、字野口110の5、字引地457、475、488の2、字天火519の1、522、字セキショウケ谷550、字下ナキノ559の1、字文臺寺617、字上ノ山669の2、字上ノ段673、674、679、字作り道896、字節子谷903の6、903の26、903の29、903の32、903の43、903の66、903の71、字節

川911の2、字古池915の6、字大石佛918の1から918の3まで、919、字石佛945、948から950まで、字荒手ノ上954の1、957、958の1、959、960の1、960の2、963、字サヤケ谷967、970、974、981、字井田ヶ迫985の1、996、字尻ナシ尾1000、1007の3、字吉ヶ谷1010、1011、1023、1028、1037、字大谷1040、1043、1047の1、1057の2、字大石1044

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年1月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八女瀬高線	筑後市大字新溝286番6先から筑後市大字新溝346番2先まで

福岡県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	飯塚直方線 自転車道	前	飯塚市川島483番1先から飯塚市川島472番6先まで	5.0 ～ 5.0	114.5
			前	飯塚市川島483番1先から飯塚市川島472番6先まで	5.0 ～ 10.3	171.0
			後	飯塚市川島483番1先から飯塚市川島472番6先まで	5.0 ～ 5.0	114.5

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
中間市長津一丁目7066番3から7066番12まで及び8284番の一部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号

辰巳開発株式会社

代表取締役 今村 重記

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、平成27年度種苗生産事業者講習会（以下「講習会」という。）を開催するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により次のように公告する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 講習会の日時及び場所

日 時	場 所
平成28年2月16日（火曜日） 午前10時00分～午後5時00分	久留米市山本町豊田1438番地2号 福岡県農林業総合試験場 資源活用研究センター研修室

2 受講資格者並びに講習科目及び時間

(1) 受講資格者

林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木（幼苗を含む。）を配布の目的をもって採取し、若しくは育成する事業を行おうとする者又はこの事業に従事しようとする者

(2) 講習科目及び講習時間

講 習 科 目	講 習 時 間
種苗に関する法令 種苗の産地及び系統に関する事項 種苗の生産技術に関する事項	午前10時00分～正午 午後1時00分～午後3時00分 午後3時00分～午後5時00分

3 受講の申込方法

講習会の受講希望者は、平成28年2月9日（火曜日）までに、受講申込書（用紙は、福岡県農林水産部林業振興課又は県の各農林事務所林業振興課で交付する。）に講習手数料14,000円（福岡県領収証紙によること。）を添えて提出すること。

4 申込書の提出場所及び問合せ先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
福岡県農林水産部 林業振興課造林係	福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3549
福岡農林事務所 林業振興課	福岡市中央区赤坂一丁目8番8号 福岡西総合庁舎	092-735-6137
朝倉農林事務所 林業振興課	朝倉市甘木2014番地1 朝倉総合 庁舎	0946-22-2731
八幡農林事務所 林業振興課	北九州市八幡西区則松三丁目7番 1号 八幡総合庁舎	093-601-5567
飯塚農林事務所 林業振興課	飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合 庁舎	0948-21-4965
筑後農林事務所 林業振興課	筑後市大字和泉606番地の1	0942-52-5188
行橋農林事務所 林業振興課	行橋市中央一丁目2番1号 行橋 総合庁舎	0930-23-0387

5 注意事項

- (1) 講習会には、筆記用具を持参すること。
- (2) 提出された受講申込書及び講習手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

公告

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成28年1月22日から平成28年2月5日までの間縦覧に供する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小 川 洋

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		

柳川市大和町中島1176番地 柳川市大和町中島99番地2 柳川市大和町中島1099番地1	石川 誠 荒牧 廣信 松尾 正文	中島・山 門羽瀬	中島漁業協同組合
柳川市大和町中島1913番地 みやま市瀬高町河内69番地9 みやま市高田町徳島110番地1	小柳 進治 西田 登 須崎 克美		山門羽瀬漁業協同組合

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン宗像
- (2) 所在地 宗像市田久字鍵分642-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、宗像市くりえいと北土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のように公告する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

1 組合の名称

宗像市くりえいと北土地区画整理組合

2 事務所の所在地

宗像市くりえいと二丁目3番1号

3 設立認可の年月日

平成20年12月17日

4 解散認可の年月日

平成28年1月12日

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（竹野地区）	平成26年3月28日

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
株式会社ROKI 福岡	福岡県うきは市浮羽町三春 700番地1	平成27年12月18日	平成30年12月17日 まで

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
株式会社Kyulux	福岡市西区九大新町4番地1	平成28年1月14日	平成31年1月13日まで

公告

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部改正案について、平成27年11月4日から平成27年12月3日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成27年12月28日に公布しました。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

企画・地域振興部市町村支援課調整係

電話：092-643-3072

メールアドレス：juki@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則（昭和48年福岡県規則第59号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部労働局労働政策課に備え置きます。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

学校教育法の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成28年1月22日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第2工区）田川市大字楠2085番16及び2085番17

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川市中央町1番1号

田川市

田川市長 二場 公人

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川市大字楠2085番13

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川市中央町1番1号

田川市

田川市長 二場 公人

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年12月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
NPO法人糸島山農海

(2) 代表者の氏名
富田 則行

(3) 主たる事務所の所在地
糸島市志摩津和崎150番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は糸島市を中心とする周辺地域に対して、樹林地や農地などを保全し、市民と自然とのふれあいの場の提供、農林漁業の体験、教育・普及活動、耕作放棄地や遊休農地の再生による地域の活性化を通じて、糸島市周辺の優れた景観や自然環境を守り、人と自然が共生する、豊かな潤いのあるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日
平成27年12月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス筑紫野店

(2) 所在地 筑紫野市美しが丘南三丁目1番2 外6筆

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 大馬 秀昭	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 大馬 秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日
平成27年12月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス篠栗店

(2) 所在地 糟屋郡篠栗町大字尾仲614番3 外

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
ダイレックス株式会社 代表取締役 大罵 秀昭	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
ダイレックス株式会社 代表取締役 大罵 秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成27年12月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ダイレックス朝倉店

(2) 所在地 朝倉市須川2511番地

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
ダイレックス株式会社 代表取締役 大罵 秀昭	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
ダイレックス株式会社 代表取締役 大罵 秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成27年12月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ダイレックス甘木店

(2) 所在地 朝倉市甘木字丁ノ坪235番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
ダイレックス株式会社 代表取締役 大罵 秀昭	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
ダイレックス株式会社 代表取締役 大罵 秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年12月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ダイレックス久留米国分店

(2) 所在地 久留米市国分町字但ノ牟田1327番1 外3筆

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
ダイレックス株式会社 代表取締役 大馬 秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年12月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ダイレックス三潞店

(2) 所在地 久留米市三潞町玉満字佐賀利2372番1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
ダイレックス株式会社 代表取締役 大馬 秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年12月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ダイレックス春日店

(2) 所在地 春日市昇町7丁目65番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後

ダイレックス株式会社
代表取締役 大馬 秀昭
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

ダイレックス株式会社
代表取締役 貞方 宏司
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年12月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス柳川南店

(2) 所在地 柳川市三橋町江曲173番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 大馬 秀昭	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 大馬 秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

解散した清算法人福岡市金武西土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年1月22日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
牛尾 澤太郎	福岡市西区大字金武284番地1
三角 正弘	福岡市西区大字金武1180番地
牛尾 俊幸	福岡市西区大字金武608番地1
牛尾 徳弘	福岡市西区大字金武555番地2
山北 一正	福岡市西区大字金武586番地
藤崎 正一	福岡市西区大字金武1154番地8
典略 徳信	福岡市西区大字金武1044番地
牛尾 武司	福岡市西区大字金武259番地

公安委員会

福岡県公安委員会告示第12号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項に基づく国際競技に参加する外国人に対する所持許可に係る審査基準（案）等及び銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第2項に基づく練習射撃指導員の解任の命令に係る処分基準（案）等について、次のとおり意見を募集する。

平成28年1月22日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

平成28年1月22日から同年2月22日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

労働委員会

公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

平成28年1月22日

福岡県労働委員会会長 後 藤 裕

氏 名	現 職 等	備 考
五十君 麻里子	九州大学大学院法学研究院教授	現公益委員
井 上 智 夫	弁護士	同上
大 坪 稔	九州大学大学院経済学研究院准教授	同上
後 藤 裕	弁護士	同上
所 浩 代	福岡大学法学部准教授	同上
南 谷 敦 子	弁護士	同上
山 下 昇	九州大学大学院法学研究院教授	同上
上 野 茂 伸	日本労働組合総連合会福岡県連合会特別執行委員	現労働者委員
隈 本 泰 清	U Aゼンセン福岡県支部支部長	同上
佐 田 正 二	西日本鉄道労働組合執行委員長	同上
島 添 幹 子	自治労福岡県本部副執行委員長	同上
高 島 喜 信	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
角 田 昭 一	電機連合福岡地方協議会議長	同上
鍋 島 初 美	福岡県教職員組合特別執行委員	同上
生 山 武 史	株式会社安川電機執行役員人事総務部長	現使用者委員
大 石 昌 彦	株式会社岩田屋三越取締役執行役員総務部長	同上
竹 内 直 行	株式会社井筒屋総務グループ長	同上
廣 瀬 幸	株式会社ポータル特別顧問	同上
船 越 法 克	九州電力株式会社人材活性化本部部長	同上
松 岡 嘉 彦	福岡県経営者協会専務理事	同上

宮 田 克 彦	西日本鉄道株式会社取締役執行役員	同上
大 石 桂 一	九州大学大学院経済学研究院教授	前公益委員
野 田 進	九州大学大学院法学研究院教授	同上
岩 永 康 志	(前)九州旅客鉄道労働組合福岡地方本部執行委員長	前労働者委員
藤 吉 眞 二	JAM九州・山口執行委員長	同上
高 橋 敬	福岡県福祉労働部長	
樋 口 直 樹	福岡県福祉労働部労働局長	
古 長 秀 明	福岡県福祉労働部労働局労働政策課長	
伊 積 浩 稔	福岡県労働委員会事務局長	
高 田 光 邦	福岡県労働委員会事務局次長兼調整課長	
濱 地 康 紀	福岡県労働委員会事務局審査課長	

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第49号の2

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

平成28年1月21日

福岡県知事 小 川 洋

1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 2 - (2 , 5 - ジメトキシ - 4 - メチルフェニル) エタンアミン及びその塩類
- (2) 化学名 2 - { [ビス (4 - フルオロフェニル) メチル] スルフィニル } - N - メチルアセトアミド及びその塩類
- (3) 化学名 1 - メトキシ - 3 , 3 - ジメチル - 1 - オキシブタン - 2 - イル = 1 - (シクロヘキシルメチル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシラート及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日
平成28年1月22日

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
28・1・5	3756	告示	1	2	○		表中		県道八女瀬高線重用延長144.1 ^{〇〇} メートル	県道八女瀬高線重用延長138.5 ^{●●} メートル
28・1・8	3757	告示	2	4		○	後ろから 3		朝倉市江川字堀切谷 ^〇 2701の15	朝倉市江川字堀切谷 [●] 2711の15